

## N H K 受信料問題について

2014年10月5日 弁護士 福田 譲

### 1 放送法

- ・ 15条（N H Kの目的）—N H Kは、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、良い放送番組による国内基幹放送を行う。
- ・ 64条（受信契約及び受信料）—受信設備を設置した者は、N H Kと受信契約を締結しなければならない。

※ なお、受信料の免除は、総務大臣の認可を受けた基準によらなければできない。

厚木基地周辺地域の措置は、現在は「免除」ではなく「助成」（国が補助金を交付）。

昭和39年4月から半額免除制度が実施されたが、昭和57年4月から免除でなく「放送受信障害対策助成金」制度となった。

### 2 契約対応の状況

- ・ 未契約 約1000万世帯
- ・ 契約済みで不払 約200万世帯
- ・ 契約して支払 約4000万世帯

### 2 未契約者に対する訴訟

#### (1) 2011年頃から未契約者に対する訴訟提起あり

N H Kによると、2014年8月22日前で、99件提訴。同日新たに9件提訴。

→63件 裁判外で契約締結、訴え取下げ

14件 和解成立（契約締結、受信料支払）

17件 判決確定（8件はN H Kの請求認容、9件は欠席による調書判決）

5件 係争中

#### (2) 横浜地裁相模原支部平25・6・27判決

未契約者について、受信契約締結を命ずる初めての判決。

(判決主文)

- ・ 被告は、原告（日本放送協会）に対し、住所地に設置したテレビジョン受信機について衛星契約の放送受信契約締結の申込みを承諾せよ。
- ・ 被告は、前項の判決確定を条件として、10万9640円を支払え。

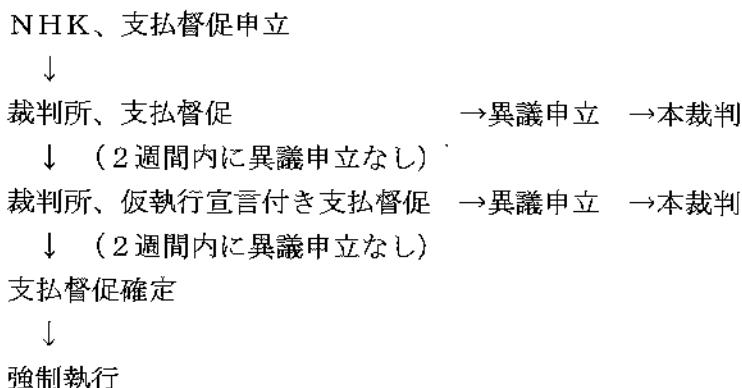
(主な判決理由)

- ・ 受信料は、N H Kという特殊法人に法律が徵収権を認めた「特殊な負担金」
- ・ 受信料の支払義務を発生させるための法技術として、受信契約の締結強制という手法を採用（設置により当然に受信料支払義務が発生するのではなく、契約締結により発生）。ただし、契約締結は契約関係確定手続であり、その効果は受信機設置時点に遡り、その時点から受信料支払義務も生ずる、と判断した。（是非？）
- ・ 契約の締結強制は、民法414条2項ただし書により、裁判によって承諾の意思表示を命ずることができる。
- ・ 本件では、被告が「契約締結の申込みに応じないことを正当と評価しうるような事情」の主張立証はない。

- (3) 東京高裁平25・10・30判決（上記の控訴審）（NHK放送分か研究所HP）
  - ・ NHKの契約申込から承諾に要する相当期間（長くとも2週間）を経過した時点で、本人の承諾はなくても、受信契約は成立する。
  - ・ 本件では既に相当期間が経過し、受信契約は成立。契約に基づき、受信機設置の日に遡って受信料を支払うよう命じた。
  - ・ 放送法64条1項の目的が受信契約の成立による受信料債務の発生にあることは、放送法の受信料の制度趣旨から明らかで、支払者との公平性、受信者に実質的不利益がないこと、等を理由とする。
- (4) 東京高裁平25・12・18判決
  - ・ (3) の東京高裁判決と反対の判断。受信者が契約の承諾をして、双方の意思表示が合致して契約を成立させる以外には、法律的な効果が発生する規定はない。  
→(2)の判決同様、「契約の締結の承諾をせよ」との判決をすべきことになる。

### 3 契約済み不払者に対する金銭支払請求訴訟

#### (1) ほとんどは督促手続（簡易裁判所）



#### (2) 代表的裁判例

- ・ 東京地裁平成21年7月28日判決
 

「豊かで良い放送を行う義務」は受信契約の個々人に対するものではない。  
受信料支払義務は、テレビを実際に視聴するか否かにかかわらず発生する。  
受信契約は、夫婦が相互に連帯債務関係になる「日常家事債務」（民法761条）に該当する。
- ・ その控訴審、東京高裁平成22年6月29日判決も控訴棄却でほぼ同様。  
その上告審、最高裁平成23年6月1日も棄却決定。

### 4 受信料請求権の時効

- ・ 最高裁平成26年9月5日判決（同年9月6日付け朝日新聞）  
受信料請求権は、5年で時効消滅する。  
民法169条の「年又はこれより短い時期によって定めた債権」に該当。
- ・ 不払金を請求されても、最高5年分を支払えばよいことになる。（衛星契約では14万円弱）
- ・ NHKは、引き続き滞納している全期間について請求するが、時効の主張がされた場合には5年で時効を取り扱う、とする。  
【注】時効の援用の問題。時効にかかった債務の承認の問題。→5の(5)

## 5 対応について

### (1) 未契約者に対する提訴まで（上記相模原支部判決による）

本人が「受信機設置連絡」

いわゆる「おじやまテロップ」を消すために登録手続

多数回にわたり訪問員派遣や電話連絡

対応窓口を受信料特別対策センターに変更する通知（窓口変更通知）

法的手続（提訴）予告通知

### (2) NHKとしての請求手続

未契約の方が契約済み不払よりも、NHKとしてやりにくい。

契約済み不払者も多数。未契約者はさらに多数。（全部提訴に2000年？）

NHKとしても多くの手順を踏まなければならない。

その中でNHKは、訴訟の相手をどういう事情を考慮して選ぶか。

### (3) 抗弁として考えられる理由

- ・ 上記相模原支部判決「契約締結の申込みに応じないことを正当と評価しうるような事情」
- ・ 「豊かで良い放送ではない」「NHKの不祥事」等の一般論は通じにくい。
- ・ 厚木基地周辺の騒音による特殊事情を主張か。

社会問題化する積極的な機会？

そのための体制準備も

### (4) なお、裁判を起こされても、途中で和解解決し、5年分を支払ってしまう解決はいつでもできること。

### (5) 時効制度についての注意

- ・ 時効制度は、本人が主張できる一種の権利であって、当然に債務が消滅するわけではない。5年以上前の債務も、支払うことはかまわない、というもの。
- ・ だから、5年以上の延滞受信料の債務を認めたり、支払ってしまったはいけない。債務の承認や支払は、「時効中断」理由になり、時効消滅しなかつたことになる。

平成26年8月22日

## 放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の提起について

本日、千葉県と埼玉県の未契約世帯9件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、管轄する簡易裁判所に提起しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した千葉県と埼玉県の未契約世帯について、平成26年8月1日に民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していました。このうち9件について、どうしても契約に応じていただけないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

### これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに99件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、63件については円満に受信契約の締結をいただき、訴えを取り下げました。また、14件については契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。5件については、現在係争中です。

残る17件は判決が確定しています。（8件はNHKの請求を認める判決、9件は相手方欠席により、NHKの請求を認める調書判決）

2014年9月6日 朝日

## NHKの受信料

### 請求時効は5年

最高裁で確定

NHK受信料の未払い分  
はいつまでさかのぼって請求  
できるのかが争われた裁判で、最高裁第二小法廷  
(鬼丸かおる裁判長)は5  
日、「5年で時効」とする  
初の判断を示した。「一般  
債権と同じで時効は10年」  
と主張したNHKの上告を  
退ける判決を言い渡した。

NHKによると、受信料  
の時効をめぐる裁判の確定  
判決は今年8月末時点での  
09年あり、そのうち10

1件が「5年」、4件が  
「10年」だった。いずれも  
高裁まで確定しており、  
最高裁で確定するのは今回  
が初めて。

民法は「1年以内の短期  
間に一定の金額を支払う債  
権の時効は5年」と定め  
る。最高裁は判決で、「2  
カ月以上に支払う形の受信  
料はじの規定に当てはま  
る」とした。判決を受け、  
NHKは「引き続き、支払  
いが滞っているすべての期  
間について請求するが、契  
約者側から時効の主張があ  
つた場合には『5年で時  
効』として取り扱う」との  
方針を明らかにした。